

平成29年6月

委員協議会議事録

松本市農業委員会

平成29年6月 松本市農業委員会 委員協議会 議事録

1 日 時 平成29年6月30日（金）午後1時27分から午後2時49分

2 場 所 議員協議会室（東庁舎3階）

3 出席委員 45人

1番	柿澤 潔	2番	丸山 敏郎
3番	森田 大樹	4番	北川 和宏
5番	百瀬 芳彦	6番	岡村 時則
7番	上條 陽一	8番	上條信太郎
9番	河野 徹	11番	三村 和弘
12番	太田 辰男	13番	中島 孝子
14番	荒井 和久	15番	細田 範良
16番	波田野裕男	17番	赤羽 隆男
18番	竹島 敏博	19番	丸山 寛実
20番	上條萬壽登	21番	小林 弘也
22番	塩原 忠	23番	古沢 明子
24番	上内 佳朋	26番	波多腰哲郎
27番	田中 悦郎	28番	伊藤 修平
30番	小沢 和子	31番	竹内 益貴
32番	窪田 英明	33番	上條英一郎
34番	百瀬 道雄	35番	伊藤 素章
37番	百瀬 文彦	38番	小松 誠一
39番	菅野 訓芳	40番	百瀬 貞雄
41番	前田 隆之	42番	青木 秀夫
43番	萩原 良治	44番	波場 秀樹
45番	百瀬 秀一	46番	金子 文彦
47番	三村 晴夫	48番	上條 信
49番	赤羽 米子		

4 欠席委員 3人

25番	柳澤 元吉	29番	橋本 実嗣
36番	忠地 義光		

5 協議事項

- (1) 農業次世代人材投資事業対象者へのサポート体制について
- (2) 平成29年度遊休農地に関する措置の実施方針と利用状況調査の実施方法について

6 報告事項

- (1) 平成29年度第1回松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更申請受付結果について
- (2) 平成29年度第1回農業経営改善計画の審査結果について

- (3) 平成29年度違反転用への適正な対応に係る実施方針について
- (4) 平成29年度松本市農業活性化シンポジウムについて
- (5) 5月定例部会報告
- (6) 主要会務報告

7 その他

8	出席職員	農業委員会事務局	局長	窪田	京子
		〃	局長補佐	板花	賢治
		〃	〃	小西	えみ
		〃	担当係長	齋藤	信幸
		農政課	課長補佐	勝山	隆浩
		〃	主査	松村	豪治
		〃	主任	大塚	留誠
		〃	主事	古田	和之
		〃	主事	岩垂	宏直
		松本農業改良普及センター	課長補佐	西嶋	秀雄

9 会長あいさつ 小林会長

10 会議の成立 農業委員会等に関する法律第21条第3項により成立

11 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により小林会長が議長に就任

12 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 46番 金子 文彦 委員

47番 三村 晴夫 委員

〔書記〕 板花局長補佐、小西局長補佐

13 会議の概要

議長

本日の議案であります。農地部会に17件、農業振興部会に1件の議案が提出をされております。このうち議案第44号から45号の「農用地利用集積計画の決定の件」並びに第46号の「農用地利用配分計画案の承認の件」につきましては、農業振興部会にそれぞれ事前の内容審査を付託をいたします。農業振興部会では内容審査を行い、意見を集約の上、農地部会に報告をしてください。

次に、協議事項に入ります。

協議事項1、農業次世代人材投資事業対象者へのサポート体制について、農政課の説明をお願いいたします。

岩垂さん。

岩垂（農政課） 農政課担い手担当、岩垂と申します。よろしくお願いたします。

それでは、着座にて失礼させていただきます。

協議事項1番、農業次世代人材投資事業対象者へのサポート体制につきましてご説明させていただきます。

趣旨につきまして説明させていただきます。

国が平成24年度から新規就農者に対して年間150万円を給付している農業次世代人材投資事業（旧青年就農給付金）について、平成29年度の要綱改正により、新規交付対象者1名に対し、「技術・経営」、「農地」、「資金」の各課題についてサポート委員を分野別に任命し、サポートチームを構成することが義務づけられました。これに伴いまして、農業委員の皆さんに関しましては、このサポート委員として新規就農者の営農改善への協力を依頼するものです。

続きまして、農業次世代人材投資事業の概要についてご説明させていただきます。

目的につきましては、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着、内容につきましては、資金、年額150万円を最長5年間を交付いたします。また、対象者につきましては、認定新規就農者、認定就農者になれる方につきましては、新規参入者、また一定の条件を満たせば、農家子弟も対象となります。今年度の農業次世代人材投資事業への新採予定者は2名、里山辺地区と神林地区を予定しております。

農業委員会の皆様への依頼事項につきましてご説明させていただきます。

4月、10月の年2回、交付対象者の圃場を訪問し、営農状況の把握及び諸問題、特に農地の相談に対してご相談をいただきます。また、農政課が中心となり、サポートチームとして活動報告を作成する際に、ご意見をちょうだいいたします。

続きまして、交付3年目に中間評価を行います。こちらの評価方法につきましては、平成29年度中に農政課で基準を作成いたしまして、皆様にまたお諮りしたいと思っております。その後、A、B、Cの3段階で評価を行いまして、B評価とされた者に対しては、指導案の作成にご協力をいただきたいと思っております。

最後、サポート委員の任命につきましては、新規交付対象者の耕作地のある地区の農業委員さんへ農政課から個々にお問い合わせしたいと思っております。

2ページ目以降につきましては、先ほど私が申し上げました事項につきまして、国が概要をまとめたものになりますので、ご確認いただければと思います。

説明は以上になります。

委員の皆様におかれましては、改めましてこの事業の推進のためにご協力をお願いいたします。

以上になります。

議 長

ありがとうございました。

ただいまから質疑を行います。

ただいまの内容について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようでありますので、本件につきまして賛成の方は挙手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成でありますので、本件は了承されました。
関係する委員の皆様には、今後事業対象となる認定新規就農者のサポートに努めていただくように、ご協力のほどよろしくお願いいたします。
次に、協議事項2、平成29年度遊休農地に関する措置に係る実施方針及び利用状況調査の実施方針について、事務局の説明をお願いいたします。
板花補佐、お願いします。

板花局長補佐 それでは、協議事項2、5ページでございます。
29年度の遊休農地に関する措置に係る実施方針及び利用状況調査の実施方法ということでご説明申し上げます。
着座で失礼をいたします。
要旨でございますが、農地法30条の規定によりまして、農業委員会は毎年1回、その区域内の農地の利用状況について調査を行わなければならないとされております。そこで、遊休農地に関する措置に係る29年度の事務の実施に当たりまして、その実施方針と利用状況調査の実施方針についてご協議をいただきます。
調査は、7月、8月の2カ月間で各地区において計画的に実施していただくわけですが、農業委員会の重要な業務ですので、委員の皆様にはご理解とご協力をお願いします。
基本的に昨年度の進め方と大きな変更はございませんが、ただ、判定区分につきましては、多少変更点がございます。
まず、2の昨年度の反省と課題ということでございますが、(1)利用状況調査に際して、荒廃農地(A分類・B分類)の判定基準を少しわかりやすく例示する必要があるということで、今年度は基本的な考え方と具体的な写真による資料をつくることで留意をさせていただきます。
次に、(2)でございます。29年度から国の交付金が変わりました。荒廃農地等利活用交付金というもので、昨年度までは耕作放棄地再生利用緊急対策交付金というふうに呼ばれていましたが、ことしから名前が変わってリニューアルされたということでございます。
こちらの交付金は、2号遊休農地、ちょっと今まで説明してこなかった言葉なんです、2号遊休農地、つまり低利用の農地、荒廃農地には該当しないけれども、低利用な農地というところの荒廃化の防止に優先配分されることとなりました。つまり、2号遊休農地が1号遊休農地、つまり1号

遊休農地はA分類農地のことなのですが、2号遊休農地がさらに悪化して1号に進むのをとめるための交付金体系というような形で、ことし出てきたということでございます。

2号遊休農地、これまで積極的な説明はしてこなかったわけですが、農地法第32条第2号に規定されている農地のことで、農業上の利用の程度が周辺農地と比べて著しく劣っている農地のことであります。つまり、荒廃農地に該当しないけれども、低利用の農地というわけでございます。

その1号遊休農地と2号遊休農地という言葉があって、1号遊休農地は今までのA分類とイコールということでございます。

また、B分類というのが別枠であるというところでございますけれども、ここで1つ軌道修正をしなければいけないわけでございますが、かなり前ということなのですが、平成21年の農地法の改正で2号遊休農地という考え方は実は加わっていたわけでございますが、この2号遊休農地については、これまで松本市は積極的に把握してこなかった経過がございます。この点につきまして、率直に反省して、今後は新体制に移行することもありまして、2号遊休農地の把握にも努めていかなければならないと考えているところでございます。

先ほど説明したとおり、29年度から突然国の交付金の考え方変わったということで、2号遊休農地のほうに重点的に交付金を配分するということになってきたわけでございます。したがって、端的に言えば、交付金の活用も視野に農地を整備しようという具体的な計画がある農地については、2号遊休農地の考え方も加えて判定していったほうが良いということでもあります。

その新たな交付金というのは、参考資料3ということで、13ページから14ページに載せてございます。これは国の資料を直接コピーして持ってきたものでございまして、どちらかというところ、2号遊休農地の支援にシフトチェンジしているということでございますので、また後で参考にごらんいただければと思います。

これらの考え方を含めまして、3に示す29年度の遊休農地に関する実施方針案を定めることとしたいというふうに考えております。

また、実施方針をもとに、29年度の利用状況調査の実施方法を規定するものでございます。

それでは、6ページ、7ページをごらんください。

まず、実施方針の案でございますが、昨年度との変更箇所について、削除は取り消し線ですね。それから、加えた部分、加筆はアンダーラインで表示しております。

変更箇所についてのみ説明しますと、まず2の(3)の取り消し線の部分ですが、「中山間地域など遊休農地の件数の多い地区は、例年同様、事務局職員を動員する」と。この部分を削除するのは、実施方針ではなくて、後ほど説明します実施方法のほうで規定するための削除でございます。

続きまして、2の(5)、3の(1)のアンダーラインの部分は、先ほど説明したとおり、A分類、B分類の考え方に新たに2号遊休農地の考え方

を加えるものでございます。

あと、3の(1)と(2)の「発送」を「発出」という言葉に修正する意図は、昨年の利用意向調査で、郵送ではなくて、委員さんに直接配付していただいた経過から、含みを持たせまして、整合のとれる言葉に修正することとございます。

実施方針の変更点は以上でございますが、いずれにせよ、2号遊休農地の考え方を位置づけことが変更点、大きな変更点となります。

続きまして、8ページでございます。

平成29年度の利用状況調査の実施方法調査の案についてご説明します。

実施期間は、平成29年の7月1日から8月31日の2カ月間でございます。これは昨年と同様です。

2番の実施計画ですが、(1)の調査は各地区の農業委員が計画し、必要に応じてJAの地区担当理事等の協力を得て実施します。なお、JAの出席依頼のため通知を発出する必要がある場合は、事務局までご相談願います。

(2)として、調査件数が比較的多い以下の地区は、都合が許す範囲で事務局が調査に加わることにさせていただくものです。やはり山際の地区は圧倒的に筆数が多いということで、事務局としても応援に入りたいと考えております。具体的に規定する地区は、中山、寿・内田、入山辺、本郷、四賀、奈川、梓川ということとございます。これらの地区の委員は、調査日の決定に当たりまして、事務局とも調整をいただければ、都合が許す範囲でお手伝いをさせていただきますので、よろしく申し上げます。

3、調査の実施ですが、(1)農地の地図は、本日各委員のお手元に必要な地図をお配りしております。各地区お一人の委員にまとめてその地区の地図をお配りしておりますので、よろしく申し上げます。また、個々の地区はA3判でつくってございますが、枚数が多く、かなり細分化されるため、その地図が地区全体のどこに位置するのか、インデックスといえますか、総括的な地図も作成しております。この縮尺を広げた総括的な地図は全委員にお配りをしてしております。調査に当たって、地区内で相談して地図を配分していただきたいと思っております。

あと、利用状況調査の1筆リストも地区別に全委員に配付をしました。この1筆リストは、昨年の調査でA分類だった農地とD分類、Dとは荒廃状態が解消されたと判定した農地のことですが、これらを中心に作成した1筆リストとなります。このリストも参考に調査を行っていただきたいと思っております。

また、赤いマジックも1本ずつ委員にお配りをしてしております。その地図がカラー印刷のために、印刷が濃いために、ちょっと赤マジックでないと目立たないかと思われました。配付したマジックで必ず調査結果を地図とリスト両方に記入していただくようお願いしたいと思います。

また、1筆リストの右端のところに確認欄が設けてありますので、地図と突合しながら、漏れのないように調査をお願いしたいと思います。

リストには、A分類とD分類以外にも、非農地判断の依頼があつてリスト

に加えたものとか、納税猶予を受けている農地の耕作状況の確認などの追加した筆が含まれておりますので、とにかくリストと地図を確認しながら調査を進めていただきたいと思います。

(2)の現地調査の進め方でございますが、3の(2)ですね。農地全筆調査を基本に調査を行っていただくというふうに記載しておりますが、現実的な進め方としては、リストを見ながら、まずAとDを優先的に調査、その上で、そのほかの農地については、常日ごろの農地パトロールなどで把握している荒れている農地とか気になっている農地を中心に追加的に調査を行って、地図に落とし込んでいただくのが現実的なところではないかというふうに考えております。日常の農地パトロールも生かしながらということでございます。

(3)の遊休農地と荒廃農地の区分でございますが、2号遊休農地という考え方を新たに加えさせていただいております。

それから、「A」は再生利用可能な荒廃農地、いわゆるA分類で、これが1号遊休農地に該当するものでございます。

それから「山」と「原」というふうにちょっと書いてありますが、これはB分類、再生利用困難な荒廃農地の中で、山林化しているものと原野化しているものがあって、それを「山」と「原」という形にしたわけでございます。

また、「D」は、昨年荒廃農地であったが、耕作の再開とか、また草刈りをしていけば、農地を管理するという意思、意図は感じ取れるということで、保全管理の中に入るということで、Dと、荒廃状態が解消されたという考え方で、Dということでございます。

「山」と「原」については、これはB判定の中で仕分けということなんです、新たに把握したものから結構でございますので、今後非農地判断を行う際に、また参考として、本当に山と接続して山林化しているところと、山とはちょっと離れていると。ちょっと山と接続して山林化ではないというようなところがありますので、非農地判断の参考にするために、「山」と「原」という形で仕分けしていただきたいと思いますというふうに考えております。その仕分けは新たなものだけで構いませんので、よろしく願います。

それで、具体的な判定方法等は、別冊資料の利用状況調査の流れのとおりであります、こちらは後ほど説明をしたいと思います。

4の調査結果の提出でございます。

まず、(1)提出期限は、8月31日と。定例会の開催日までをお願いしたいと思います。

(2)の提出物は、調査結果を記載した地図、それからちょっと印刷落としてしまったんですが、本日お配りした1筆リストですね。1筆リストと地図は突合しながら調査というふうに説明をしたわけでございますが、そのリストのほうもあわせて一緒に提出していただければと思います。

それから、イとして、調査の実施日とか参加人数等を記載した実施状況報告書、ですのでこのリストも加えた3点セットで提出をお願いしたいとい

うこととございます。

5番目、調査結果の反映。調査結果をもとに事務局はデータ集計や台帳入力等の作業を進めてまいります。

それでは、実施方法について具体的に説明しますので、別冊資料をごらんいただきたいと思っております。

右肩に「6月委員協議会別冊資料協議事項2関係」と書いた左上1カ所どめのものがございます。

この資料、現地資料で持ち歩けるようにということで、別冊にしてございますので、よろしく申し上げます。

まず、1番の利用状況調査の流れは、先ほど説明した内容が中心ですので、お読みいただければと思っております。特に2号の「2」、それからB分類の中の「山」と「原」の仕分けについて、新たな区分となるということで、よろしくお願ひしたいということとございます。

2番、地図の凡例ですが、地区へそれぞれお渡しした地図の現物を見ていただければということで、地区の代表のお一人ということで、配られてない席の委員もございませうけれども、物を見ていただくこととございますけれども、2番の(1)昨年度の利用状況調査結果につきまして、その筆を塗りつぶしてあります。つまり、A判定は青色で塗りつけてありますし、B判定は黄色で塗りつけてありますし、D判定は緑で塗りつけてあるということとございます。

(2)昨年度の利用意向調査結果とございます。11月末に配って、1月末に回収したわけとございますけれども、この回答で、「自ら管理・耕作する」というふうに回答のあった筆については、地図に「自ら管理」というふうに表示をしております。

それから、地図は地目ごとに、枠は田んぼは青枠で境界線を表示しているし、畑は黄色で境界線表示をしております。

また、地番が記載されてない筆は、農地台帳に登載されてない筆のために、基本的に調査対象外となりますので、よろしく申し上げます。

2ページに移りまして、利用状況判定のポイントということで、ポイントを端的にまとめましたので、これらの点に着目しながら調査を進めていただければということとございます。

特にお願いしたいところは(4)とございますが、先ほどのとおり、昨年度の利用意向調査結果を地図に落としこんで、「自ら耕作」というふうに表示されている農地については、昨年表明した意向のとおり、農地が自分で本当に耕作して、または保全管理、草刈り等も含めた保全管理がされているか注意して見ていただければと思っております。中間管理機構と協議すべき旨の勧告対象になる可能性があるということと、注意してということとございます。

続きまして、荒廃農地の定義と判断基準についてご確認をいただきます。

3ページ、右上、「別添①」と書かれたところとございます。

区分けとしては、5つの区分があるということとございます。

遊休農地と荒廃農地の中では、まず2号ですね。「2」。こちら、作物の

作付がないか、あっても極端にまばらまたは農地のわずかな部分にしか作付られていないと。また、農地の維持管理（草刈り等）が行われていないまたはその痕跡がないということで、草刈り等を行うタイミング等にもよるわけですが、全く草を刈った痕跡すら全然感じ取れないというところですね。もう年に1回ぐらいは最低でも草を刈っているのかなとは思いますが、それすらもう全然、その様子もないというような感じ。通常の農作業の範囲で、トラクター等で起こせば耕作が可能になるところ、これが2号というところで、Aとの判定が難しいんですが、管理の意思、意図が感じ取れるかどうかというようなところは1つのポイントになってくるのかなと思われまます。

「A」については、今までどおりということで、作物の作付がない、また農地の維持管理、草刈り等も含めて行われていない、またその痕跡が全くない。そして、木や根の広がる植物（ササ、クズ、ススキ等）が繁茂していると。伐根、整地等の専門的な再生作業によって、やっと耕作の再開が可能になる程度というのがAです。

「山」と「原」はB分類なんですけど、そこの違いは、もともとB分類というのは、復元しても継続的な利用がもう見込めないと。背丈以上の木があって、もう山に隣接しているということであれば、もうBの中の山です。

それから、Bの中の原野、「原」は、山とは隣接していないということがポイントになるかと思えます。

ただ、優良農地ですね。優良農地の中に存在するこういった荒れた農地、忽然とこの優良農地の中に存在する農地というのは、これはそこだけBにするというわけにはいきませんので、優良農地の中に忽然と存在する農地というのは、積極的な解消を図る意味で、A判定が相当だということになります。

また、荒廃農地が解消された「D」というところは、とにかく農地の維持管理、草刈り等で解消されたということで、過去に草を刈って管理されたというふうな痕跡も含めて判断していただければということになります。

続きまして、その次のページはフローチャートでございます。説明は省略しますが、昨年の判定AとDを出発点にしたときのフローチャートで、どういうふうの流れで判定していくかというふうなものをそのフローチャートで説明したと。昨年の判定を出発点とした場合のフローチャートでございます。

それから、次、もう一枚めくっていただいて7ページでございます。

具体的なイメージですが、実際にはなかなか判定が難しいようなものがあるというのは重々承知しているわけですが、イメージとしてはこんな感じだということで、2号遊休農地、周辺の同種の農地と比べて利用の程度が著しく劣っていると。草刈り等が行われていない、全く行われていない、またはその痕跡すら認められない。ただ、トラクターで起こせば何とか耕作が可能になるかなと、そんなようなイメージでございます。

ただ、特に積極的に2号をとるかどうかなどというのは、やはり周りの状況を見て、この農地は積極的に使っていかなきゃいけないなど。特に、国の事

業を活用していくというような場合であれば、2号遊休農地というようにところに登載していくことが今後必要になるんじゃないかということでございます。

それから、A分類でございますが、その次のページでございますが、イメージとすれば、何とか再生利用が可能だと、荒廃農地。過去数年にわたって作物の栽培がない。低木が生えている。また、多年生で根の広がる植物が繁茂しているぞと、こういったイメージですね。

下のほうはススキが繁茂しているということで、もう長年にわたりススキに占領されてしまっていると。全く手つかずになっている農地、こんなイメージがA分類でございます。ちょっとトラクターでは歯が立たないかなと、こんなイメージでございます。

それから、B分類がその次のページで、もう明らかにもう山に隣接ということであれば、山だと。ちょっと山とは少し離れているけれども、結構木が生えているぞということであれば、原野だと。1つには、自信を持って非農地判断をできるかどうかというような1つの材料として、「山」か「原」かというふうなのはちょっと仕分けを、新たなものから仕分けをしていただければと考えておるところでございます。

続きまして、10ページでございます。

これはD（耕作中）ということで、昨年度荒廃農地であったけれども、耕起、草刈り等、保全管理により荒廃状態が解消ということで、明らかに草刈りがあったり、草刈りの痕跡があれば、自信を持ってDでございますが、下のほうは、割と草がちょこちょこ生えていて、どうもこれは定期的に草刈りをやっているから、この程度でおさまっているんだというようなイメージであれば、こういうものも含めてDにしていきたいということで、もう本当にぱっと見て、余り迷うと判定できなくなっちゃうもんで、もうぱっと見たイメージ、印象で、直感的な判断をしていかないといけないかなというふうに思います。

最後、13ページです。

29年度利用状況調査実施報告書ということで、これもちょっと記入していただいて、地図とリストと実施状況報告書をセットで2カ月後に出していただくということで、どこの地区で何月何日にどのぐらい人数が集まって調査をしたかというふうなものを簡単に記載して、出していただきたいというお願いでございます。

いずれにしても、そういうことで、ちょっと調査、判定区分をふやしたということで、心苦しい面は重々承知で、新たな体制へ移行する土台づくりということもあって、ぜひ正しい形の調査をこれから進めていきたいと考えておりますので、ぜひご協力をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

議 長

ただいま遊休農地に関する措置に係る実施方法、利用状況調査の実施方法について説明があったわけではありますが、ただいまから質疑を行います。

発言のある方の挙手をお願いいたします。

お願いします。

窪田委員 取り扱い注意というのが地図のほうについているんですけども、この中で、ちょうど真ん中ぐらいなんですけど、昨年度利用状況調査結果というところがあるんですけども、この欄に何も分類がついていないのはどういうのなんですか。

議長 板花補佐。

板花局長補佐 1筆リストのほうかと思いますが、昨年度利用意向調査結果空欄につきましては、つまり昨年利用意向調査をしたのは、昨年度にA分類となった筆について、昨年新たに発生したA分類農地について利用意向調査をしたもので、その利用意向調査結果を落とし込んでいます。

空欄については、昨年じゃなくて、一昨年利用状況調査を行っていて、引き続き昨年もAだったということで、利用意向の把握はできておるわけですが、ちょっと昨年調査した結果だけ落としているということでございまして、ちょっと空欄になってしまっているということでございます。

なので、一昨年のあれを見れば、利用意向は出てくるんですけど、ちょっと今回そこまで反映しなんじゃったということでございます。

議長 いいですかね。

窪田委員 はい。

議長 ほかにどうですか、この遊休荒廃地の調査について。意見ありましたら。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
本件につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成でありますので、本件は了承されました。
委員の皆様には、それぞれ地区内で日程調整を行っていただきまして、調査を計画的に進めていただくように協力をお願いいたします。
続きまして、報告事項に入ります。
平成29年度第1回松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更申請受付結果について、農政課の説明をお願いいたします。お願いします。

勝山（農政課）

農政課計画担当係長の勝山と申します。

お手元の資料の15ページをごらんください。

1番の趣旨でございます。本年度、平成29年度の第1回の松本農業振興地域整備計画の変更申請の受け付け結果です。いわゆる春の農振除外の受け付け結果ということでございます。

2番、受付期間でございますが、4月10日から24日、15日間ですけれども、受け付けを行いました。

3番、受付場所については、21カ所、詳細についてはお示しのとおりです。

4番、受付結果ですが、申請案件ございませんでした。

5番、今後の予定ですけれども、（1）番の松本市の農振協議会において、7月31日ですけれども、こちらのほうで同じく報告をいたします。

（2）番、今度秋の農振除外の受け付けですけれども、10月2日から16日という予定をしております。

以上です。

議 長

ただいまの説明に対しまして質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。

本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。ありがとうございました。

報告事項2、平成29年度第1回農業経営改善計画の審査結果について、事務局の説明をお願いいたします。

大塚（農政課）

皆様、こんにちは。農政課の大塚と申します。認定農業者の担当をさせていただきます。

それでは、16ページをごらんいただければと思います。

報告事項2、平成29年度第1回農業経営改善計画の審査結果についてでございます。

こちらは、本年度第1回の農業経営改善計画の審査結果について報告するものでございます。

こちらなんですけれども、まず本年2月の定例会におきまして、前任者よりご説明をしたところではございますけれども、今回より農業経営改善計画書の認定業務方法が変更となりました。認定につきましては、第三者組織に当たります松本市農業支援センター内の経営改善指導班会議におきまして、申請者の計画について意見聴取を実施し、こちらの農業委員会におきまして、皆様に審査結果のご報告をさせていただくものでございます。

それでは、16ページになりますけれども、2の制度の概要になりますけれども、根拠法令は農業経営基盤強化促進法並びに同法施行規則に基づき、松本市長が認定するものとなっております。

認定基準につきましては、こちらに記載のとおりとなっております。

3番ですけれども、農業経営改善計画認定者につきましては、今回は新規が6件、こちら6件は記載のとおりの方たちとなっております。

続きまして、17ページが再認定、こちら17件、こちら記載のとおりとなっております。

続きまして、変更申請が3件で、こちらも記載のとおりとなっております。

こちらは6月16日に行われました経営指導班会議におきまして全件承認されておりますことをご報告いたします。

以上でございます。

議長 ただいまの説明に対しまして質問、意見ありましたら、お願いいたします。はい、どうぞ。

波場委員 真ん中の表の中山間地域で米印ありますけれども、この選定基準がどういうもので基準がありますか。

議長 大塚さん。

大塚（農政課） お答えいたします。

こちら、中山間地域につきましては、16ページの真ん中ほどにも記載があるんですけれども、こちら、基盤強化促進法で、こちらの基準に照らしまして、中山間ということで、中山地区、入山辺地区、里山辺地区、岡田地区、内田地区、本郷地区、四賀、安曇、奈川地区というところで定めさせていただいております。

議長 波場委員さん、いい。どうぞ。

波場委員 この地区を出してあるわけですが、梓川もやっぱり西山で、隣接しているんで、そういうところもあるということで、梓川も入れてもらいたいかなと。

議長 どうですか。松村主査。

松村（農政課） すみません、農政課担い手担当の松村です。よろしくお願いたします。基本的に、今ご要望いただきました内容につきましては、この中にも記載ございますけれども、松本市農業経営基盤強化の促進に関する基本構想というものを5年に一度作り直してございます。この基本になるものが、国からの基準、また県からの基準をもとにしまして、松本市で基準を付させていただいておりますので、今のご要望につきましては、また基本構想の作成の時期にまた検討させていただきたいと思っております。

以上です。

議長 どうですか。

波場委員 次回はいつになりますか。

議長 松村主査。

松村主査 すみません、ちょっと手元に基本構想ないんであれなんですけど、恐らく5年後ですので、26年にできておりますので、32年近辺かと思っておりますので、またその際には、また農業委員の皆様にもご相談しながら進めさせていただきますので、よろしくお願ひします。

以上です。

議長 お願ひします。
ほかにどうですか。
はい、北川委員。

北川委員 すみません、ちょっと希望なんですけれども、認定者のところで、組織のほうのところ、代表者かなんかの名前入れるっていうことはできないでしょうか。

議長 大塚主任。

大塚（農政課） こちらですけれども、昨年にちょっと倣った形で書かせていただきましたけれども、次回より代表取締役の方のお名前を記載させていただきたいと思ひます。

議長 よろしくお願ひします。
ほかにどうですか。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきいただきたいと思ひます。

次に、報告事項、平成29年度違反転用への適正な対応に係る実施方針について、事務局の説明をお願いいたします。

齋藤係長。

齋藤担当係長 農業委員会事務局の齋藤です。
それでは、資料の18ページ、19ページをお願ひします。

今年度も違反転用のパトロールということで、7月、8月で行われる利用状況調査とあわせてお願いするものでございます。

違反転用の種類をもう一度確認をしていただければと思います。2番です。

まず、無断転用でございます。何の許可もなく開発なりしたものが無断転用でございます。

(2)番につきましては、許可を目的以外、許可をとっているんだけど、その許可以外のものを実際建ててしまったりだとかいうようなものでございますので、ご確認をお願いします。

3番につきましては、松本市の概況でございます。

まず、(1)番、把握の方法でございます。1つは、何らかの農地法にかかわる窓口相談に農業委員会事務局へおいでの際に確認をしたものでございます。イにつきましては、各地区の農業委員さんが農地パトロールをしている中で見つけたものでございます。ウとしましては、一般市民からの通報によるものでございます。

(2)番につきましては、昨年度の違反転用の松本市の実績でございます。23件、35筆、3万2,412平米ということで、違反転用ということで判定をしてございますので、よろしくをお願いします。

次に、4番、今年度の事務の進め方ということで、(1)番につきまして、委員さんのほうにお願いするものでございます。違反転用の早期発見及び迅速かつ適正な是正措置を講ずるため、7月から8月に実施する利用状況調査とあわせて、今年度も違反転用の有無について確認をお願いしますということでございます。

(2)番の是正指導、もう現在、違反転用と判定されていて、引き続き指導するものにつきましては、また各地区の委員さんとも連携をとりながら、引き続き強化をしていきたいというものでございます。

ウにつきまして、ページかわりまして、19ページのウにつきまして、昨年度も利用状況調査の際に、新しく新規に違反転用と判断して、引き続き委員さんに初期の段階で入っていただいたものでございます。主は、まず事情聴取をしていただくというようなことで、昨年も何地区か、すぐに事情聴取していただいて、その違反している方が事務局のほうへ相談なり来ているというようなものでございますので、またことしも早期に体制ができるものにつきましては、各地区でまた事情聴取等を行っていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

参考資料としまして、エに事情聴取、どんな形で事情を聞いていただくかというようなものを参考に載せてございますので、また確認をしていただければと思います。

また、大変厚い中のパトロールになりますけれども、違反転用のほうもまたよろしくをお願いします。

以上でございます。

議 長

ただいまの説明に対しまして質問、意見ありましたら、お願いいたします。

議 長

ないようです。

本件につきましては、ただいまの説明のとおり進めてまいりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、報告事項4、平成29年度松本市農業活性化シンポジウムについて、事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

では、20ページ、報告事項4ということで、農業活性化シンポジウムの関係です。

こちら、7月6日に、来週木曜日に迫ってまいりました。その詳細について、現時点の報告でございます。

開催要項につきましては、当日配付パンフレットの案ができ上がりましたので、23ページから26ページにかけて、そのパンフレットの案でございます。A3で、2つ折りのイメージでございます。挿絵については、農政課の古田さんに今、作成依頼中ということで、またすばらしいフルーツの絵がここに飾られる予定でございます。ということで、こちらは当日配るものということでございます。

3番目の周知対応でございます。

(1) シンポジウムのチラシを作成しまして、委員さんにも配付させていただきましたが、29年6月9日の金曜日までに関係先に開催案内を送付しております。また、3つのJAを訪ねまして、協力を直接依頼しております。

案内先としましては、こちら、認定農業者490名ほどいます。また、認定新規就農者、それから農協さんのほか、生産者組織、直売所、商工団体、観光団体、それから信大、松本大学の関係、実需者、行政機関、農業委員会系統組織、市議会、庁内関係課、その他関係者ということで、後で消費者団体にも案内は送りました。

参加の人員報告を求めるスタイルの案内分と単なるご案内ということなんですが、人員報告を求める分の集計では、今のところ130人まで行っておりまして、想定は200人ぐらいというふうに思っているものですから、あと上積み70ぐらいできればなというふうに考えているところでございます。

(2) 農業委員さん、チラシを送付しましたが、各委員1人以上の参加者確保ということで協力依頼をしているところでございます。

(3) 広報対応でございますが、7月号の広報なものですから、配られてすぐシンポジウム始まっちゃうということなんですが、広報掲載予定でございます。

また、新聞につきましては、きょう1社取材に見えましたので、また週末から週前半にかけて、また新聞に載るんじゃないかというふうに思っております。

4番目、交流懇親会でございますが、5時にシンポジウム終わって、45分からホテルブエナビスタ2階のメディアールということで交流懇親会を予定しております。会費6,000円ということで、7月委員報酬から差し引き予定でございますけれども、参加者につきましては、JAの関係と農業委員さん、それからシンポジウムの講師と、それから議会の関係では経済地域委員さん、あと農林部の職員、事務局、その他ということで、今のところ100人の出席予定でございます。

もし今おられる委員の中で、シンポジウムまたは懇親会出れないということであれば、今日中にご連絡いただければと思いますが、既にもう連絡いただいている委員さん以外でということでもしあれば、お願いしたいと思います。

あと、乾杯につきましては、松本ブルワリーさんのクラフトビールで乾杯するということで予定を立てております。よろしくお願ひします。

それから、5番目、事例発表後の意見交換会の進め方についての案でございますが、3事例、事例発表が終わって、夕方16時15分とか20分とかになるかと思ひますけれども、そこから三、四十分間ほど意見交換の時間を持ちたいということで予定をしております。

21ページに移りまして、登壇者でございますが、事例発表者3名と基調講演の山口先生、それから司会者としましては、農業振興部会長、田中部会長にお願いをしております。

意見交換の基本的な考え方としましては、人口減少ということで、国内マーケットはもう明らかに今後縮小傾向という中で、松本市の農業を元気にするためにどうしていったらいいかと。松本の個性を大切に商品開発や販売の方向、または観光客や海外需要も含めた販路開拓というような2つの視点からというふうに考えております。

進め方としましては、アからカまでということで、着眼点とか、どんな形で進めるかというようなところは、ポイントを列記しております。

また、進め方につきましては、田中部会長とも調整しながら当日を迎えたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

6番、当日の委員の担当業務ということで、お願ひでございますが、事務局でつくった案でございます。特に、受付の関係、事務局対応ではなかなかちょっと十分じゃないために、委員の協力をお願いしたいということでございます。

まず、講師の関係、それから事例発表者の応接対応、開会前は会長と会長代理のほうで控え室のほうでまたお願ひしたいと思いますし、(2)の会場受付、こちら、JA関係者と市議会議員等の受け付けでございますが、ということで、ちょっと括弧でいろいろと書いてございますけれども、具体的には、こういうことでお願ひします。

三村晴夫委員さんは、JAハイランドの受け付けをお願いしたいと思います。赤羽米子委員は、JA松本市のほうを受け付けをお願いしたいと思います。細田委員さんにつきましては、JAあづみのほうの受け付けをお願いしたいと思います。上條農地部会長につきましては、市議会議員さんの

受け付けをお願いします。田中農振部会長におきましては、受付者を指定席のほうに誘導するようなどころでお手伝いいただければと思っております。赤羽農地代理におきましては、農業委員のほうの受け付けをお願いします。河野農振代理におきましては、その他団体のほうの受け付けをお願いしたいと思います。伊藤修平委員におきましては、一般参加者の受け付けということで、当日どなたが来るか全く見当もつかないわけですが、一応名前を書けるように、所属と氏名を書けるような受付簿を用意させていただいて、どんな方が来たかというようなことを把握したいということで、受付簿に記入して、資料をお渡しするというような考え方でお願いできたらと思います。

集合は、1時間前ということで、12時半ということでお願いしたいと思います。

会場配置図は27、28ページのとおり、それからタイムスケジュールは29ページのとおりでございますので、27ページ見ていただきたいと思っております。

こちら、開会挨拶から基調講演、事例発表までの配置図ということでございます。会長挨拶終わりましたら、演台は引っ込めますけれども、基本的にこのスタイルで行きます。

あと、農業委員の役員の方は、右の一番前列ということでお願いしますし、講師や事例発表者は左の一番前列ということでございますし、あとJAの常勤の役員さんとか市議会議員さんは、この真ん中の前のほうの枠の中でご案内いただければと思っております。あとは自由席で、どこでも自由にお座りいただくというような考え方でございます。

それから、28ページは、意見交換のときのセットティング、ステージのところ若干机が2つ、ちょっと机を入れなきゃいけないわけですが、短い、一、二分のタイピングでさっとやりたいというふうに考えております。

それから、29ページが当日のタイムスケジュールでございます。細かくは説明はいたしませんけれども、こんな流れで動いていくということでござらんをいただければと思います。

また、最後、全体を通してお礼ということで、5時ちょっと前のタイピングで古沢会長代理にはまとめをお願いしたいと思います。

また、懇親会につきましては、このような進行を予定しておりますので、よろしく申し上げます。

講師は、20時のあずさで帰京するということでございます。講師は、早朝もう松本入りして、午前中いろいろなスケジュールが別にあって、12時半ぐらいにMウイングに来るという予定でございます。

また、事例発表者については、30分前、13時までに会場入りということでお願いをしております。

こんな流れで進めてまいりますので、委員さん、さらなるご協力をお願いできたらと思いますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

議長 農業活性化シンポジウムについて、今、補佐のほうから説明があったわけですが、このことに対しまして質問、意見ありましたら、お願いいたします。
青木委員。

青木委員 1点ちょっとお願いがありますが、農業委員の皆さんにチラシを配っていただくようお願いしましたので、私はそんなにいないんですけど、一般の皆さんがお越しになったときに、受け付けというお話が先ほどありましたんですが、そこに農業委員のご紹介者、ちょっと名前書いていただけると、皆さんの行為というか、努力が報われるんじゃないかと思って、ちょっとお話しさせていただきました。
以上です。

議長 今、青木委員の提案ですが、板花補佐。

板花局長補佐 皆様のご賛同いただいた上で、そのようにということであれば、そうさせていただきますと思います。よろしく申し上げます。

議長 よろしく申し上げます。
ほかにどうですか。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
本件につきましては、ただいまの説明のとおり進めてまいります。
残り1週間を切りましたが、特に人集めにつきましては、今の意見のように、委員さんの協力を特にお願いいたします。
以上であります。
次に、報告事項5、5月の定例部会報告に入ります。
なお、農業振興部会には議案がありませんでしたので、報告はありません。
それでは、上條農地部会長、お願いいたします。

上條（陽）農地部会長 それでは、30ページをごらんください。

5月の定例農地部会の報告を申し上げます。

5月31日開催の農地部会において、議案18件につきましてそれぞれ慎重に審査を行った結果、いずれの案件も許可、承認または決定されました。その内容はそれぞれ記載してあるとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

また、農地法第4条及び第5条のそれぞれの許可、承認案件につきましては、5月19日に赤羽隆男委員及び上條英一郎委員のお二人がそれぞれ現地を確認しておりますので、申し添えます。

以上説明申し上げまして、5月の定例農地部会の報告とさせていただきます。

議 長

ありがとうございました。

続いて、報告事項6、主要会務報告につきましては、資料31ページのとおりでありますので、ご参照いただくようお願いいたします。

以上で報告事項は終了いたしました。

続きまして、その他の項目に入ります。

何かありましたら、お願いいたします。

その前に、松本農業改良普及センターの西嶋課長補佐さん、お願いいたします。

西嶋（松本農業改良普及センター） 農業改良普及センターの西嶋でございます。よろしくお願いたします。

資料については、平成29年主要農作物の成育概況のまとめというものが表に入ったものでございますので、ごらんいただければと思います。

まず、作物の関係でございますけれども、水稻の関係ですが、若干低温の影響を受けておりました、草丈が短くて、分けつが多いという傾向があるということがあるようでございます。

本日、生育調査やっております、その結果について、また情報がホームページ等で流れる予定になっております。

そこにありますように、気温の関係で、生育予測を毎年行っているわけがありますけれども、今のところの予測でありますと、平年よりも二、三日おくれる見込みというようなのが出ております。逐次またこれについても流していきたいかなということでございますので、よろしくお願いたします。

それから、麦の関係でありますけれども、降水量少ないということで、比較的順調に刈り取りが進んでいるということのようではありますが、大麦については、やはり粒が細いということのようです。小麦についても、23日から収穫始まっておりますけれども、順調に進んでいるのではないかなと思います。

あと、果樹の関係、全般でありますけれども、やはり夜温低かったというように、生育が平年並みから3日おくれ程度になっているということで、ややまだ玉伸びが悪い状況があるというのが全般的なことであります。

それから、5月22、31に降ひょうというようなことで、被害があったということでもありますけれども、品質の低下ということが懸念されているところでございます。

リンゴについては、やはり特にふじについても、梓川で平年よりも3日程度のおくれであるというようなことでありますし、果実肥大についても、やはりやは小さ目というようなことでございます。

ブドウについてであります、ちょうど、これも平年並みからやや遅くな

っているということで、開花期に低温に遭遇しているというふうなことで、十分注意が必要ではないかなということでございます。ただ、乾燥傾向ということで、病害の発生は少な目だということでもあります。

ナシについては、やはり若干小さ目ということではありますが、桃については、波田で4月24日の満開というようなことで、満開は平年並みというようなことではありますが、ほぼというか、平年並みということのようでもあります。

野菜の関係でありますけれども、レタスの関係、ほぼ最盛期過ぎまして、前半の終盤が近くなっているということで、根腐れ病の関係も、新しく発生が見られる圃場がぼつぼつと見られているような状況であります。やはりレタスも降ひょうの被害を受けているというようなことでございます。

それから、ほかでありますけれども、若干全般的に虫の発生ですが、余り多くはないということと、若干おくれぎみに発生をしているというふうなことがあります。

それから、セルリーの関係ですけれども、これも春作終盤に入っているというようなことで、特に安曇の管内で穴あき症状が多く見られているというようなことのございます。

それから、長芋の関係ですけれども、若干、もう萌芽が大分始まって、伸びてきてはいるんですけれども、これもやっぱり低温の影響ではないかなと思うんですが、少し生育がふぞろいのような傾向が見られるということでございます。

それから、ネギの関係ですけれども、若干ハモグリの被害見られるところがありますけれども、大きく影響するような病害虫の発生は余りないなということでございます。

すみません、まためくっていただきまして、ジュース用トマトの関係であります。若干低温乾燥傾向で、生育おくれぎみというようなことあります。実際、トマトの関係は、若干病気がことし、いつもの年よりも目立つ傾向があるというふうに思います。

それから、スイカでありますけれども、ハウスの収穫ということで、ぼつぼつそれも終わるかと思っておりますけれども、予定どおりの、平年どおりの出荷というような形になっております。露地物も、7月のもうあと1週間もすると出荷になるかなというところでございます。

あと、夏秋イチゴの関係でありますけれども、6月19日から出荷が始まっております。ことしは若干ハダニとかアザミウマ、そういったものがいつもの年よりも今の時点では多目のような感じがいたしております。

それから、アスパラでありますけれども、大きな凍霜害なかったんですが、春どりの収穫量が平年よりも少し少ないというふうな傾向があります。これは昨年秋、病害が若干多かったということと、それから冬暖かかったので、茎葉の黄化が余りなくて、アスパラの場合は、黄化をして、上の茎葉にたまった養分が下へ一気に転流をするんですけれども、その転流の前に刈り取りをされてしまった方が若干いまして、そういう方は、やはりどうしても養分の貯蔵量が足りなくて、収量少なかったのではないかと、そ

うというような今、解析をしているところでございます。

それから、花の関係でありますけれども、カーネーションの関係、平年よりもやっぱり提案の関係でおくれぎみというようなことで、一部は先が細くて、下位が太い傾向というようなことがあるようであります。

ストックについては、出荷終盤を迎えているということです。

キクについては、やっぱりこれもややおくれぎみというようなことですが、生育量は平年並みというようなことでございます。

トルコほかであります、生産者によって若干生育差が大きいということですが、平年並みから10日程度のおくれで来ているということでもあります。

あと、飼料作物の関係ですけれども、ほぼ順調に来ているということですが、若干、干ばつの影響でおくれが出ているものもあるということでもあります。

牧草類については、これもやはり干ばつの影響で、やや再生がおくれぎみになっているということでございます。

すみません、次の2枚目の3ページ目でございますが、3ページ、4ページに気象表載っております。

今井の関係と、沢村といいますか、旧測候所といいますか、観測所の関係ですけれども、それで見てくださいましても、今申し上げたような低温の影響、それから降水量少ない影響がいずれの観測点でも出ているかというふうに思います。

きょうもちよっと蒸し暑いわけでありますけれども、きのう、高温に関する異常天候早期警戒情報というのが出されておまして、7月4日ころから約1週間、温度が非常に高いという予報が出されております。30度以上の気温になるのではないかなということでございますので、注意をしていただければと思います。

5ページ目からであります、熱中症の関係の資料をあと何点かちよっとくどいような感じで出ておりますけれども、農作業中の熱中症による死亡事故というのも全国的に見ると起こっているということで、折れ線グラフで見ますと、少し横ばいといいますか、増加傾向といいますか、こんなような形になっております。

特に、70代以上の方に非常に死亡事故が多くなっているということでもありますし、6ページ目には、大体7、8月が、もうあしたから7月でございますけれども、ほとんどを占めているというようなことでもありますし、特に場所的には、普通畑での発生が非常に多く、日陰がないということで、そういうようなことになっているかと思っております。

その次の7ページ目には、夏の農作業で気をつけることということで出ております。一番は休憩をするというか、一番暑い時期を外して作業を行うというようなことと、細かな休憩といいますか、水分補給を行っていただくということが大事ではないかなということでございます。

8ページ目には、熱中症が疑われた場合の処置方法ということで、周りで気がついてあげることが大事ではないかなと言いますけれども、先

日、ある若い方と話をしておりましたら、夏の作業中にぐあい悪くなって、本当に熱中症になっちゃったというようなことがあるようですが、周りで気がついていただいて、1日2日休んだくらいで終わったというような話を聞きましたが、若い人でもなりますので、十分注意をしていただければと思います。

あとはいろいろ出ておりますので、参考までにといいますか、ハウス内のことも出ておりますので、お願いをしたいと思えますし、13ページ目には予防のチェックシートも出ておりますので、これも参考にさせていただければというふうに思います。

一番裏の紙でございますけれども、県の農業大学校の関係の学生募集といえますか、その関係で出ております。8月にはオープンキャンパスも開かれる予定になっておりますので、ご参考までにということで提供させていただきました。よろしくお願ひいたします。

議 長

ありがとうございました。

次に、事務局からお願いします。

小西補佐。

小西局長補佐

すみません、きょう配付物が多くて大変申しわけないんですけれども、その中で、私のほうから説明させていただきます。

まず1番に、松本市農林業功労者表彰者の内申についてというものがお配りしてあるかと思えます。こちらですが、例年、いつもお願いしているものですが、まつもと市民祭大会長から推薦の依頼がありましたので、表彰に沿って様式がちょっと変わっておりますけれども、一番上の依頼文のほうを見ていただいて、もし適合する方がいらっしゃいましたら、様式そろえていただいて、次回の定例会までに事務局のほうまで提出をお願いいたします。

続きまして、こちらですが、ちょっと全員ではないんですが、市長意見書検討委員会ブロック代表委員の方に通知を差し上げてありますけれども、第1回市長意見書検討委員会の開催についてということで、7月13日木曜日、午後1時半から農業委員会室のほうで予定しておりますので、出席のほどよろしくお願ひいたします。

あと、ちょっと厚いですが、職員名簿のほうも配らせていただいておりますので、ご自分の名前間違いないか、もう一度ご確認をお願いいたします。

あと、名札ですが、つくらせていただいて、配らせていただいておりますけれども、こちらもお名前とか振り仮名とか、お間違えないかどうか、ちょっと確認をお願いいたします。もし万が一間違えありましたら、私のほうで修正させていただきますので、ちょっと言っていただければと思います。

こちらの名札ですが、委員さん方々それぞれで持っていていただいて、地区等の行事もあるかと思えますので、必要なときに使っていただければと思います。

なお、直近ですが、7月6日のシンポジウムには全員着用ということで、忘れずにお持ちいただいて、つけていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

あと、きょう配ってはないんですが、議案と一緒に農業委員会だより第83号が発行されましたので、同封させていただきました。見ていただきたいと思います。

以上です。よろしくお願いたします。

議 長

ありがとうございました。

そのほかに委員の皆様から何かありましたら、お願いたします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。

以上で本日用意をいたしました案件は全て終了いたしました。

これをもって議長を退任させていただきます。ご協力ありがとうございました。

14 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長

議事録署名人 46番

議事録署名人 47番

平成 2 9 年 6 月

農地部会議事録

松本市農業委員会

平成29年6月 松本市農業委員会 農地部会 議事録

- 1 日 時 平成29年6月30日（金）午後3時02分から午後4時08分
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 18人 1番 森田 大樹
2番 青木 秀夫
3番 上條萬壽登
4番 赤羽 隆男
5番 上條 陽一
6番 上條英一郎
7番 塩原 忠
8番 太田 辰男
9番 柿澤 潔
10番 岡村 時則
11番 伊藤 修平
12番 上條 信
13番 百瀬 道雄
14番 菅野 訓芳
16番 小沢 和子
17番 古沢 明子
19番 丸山 敏郎
20番 赤羽 米子
- 4 欠席委員 2人 15番 上條信太郎
18番 柳澤 元吉
- 5 部会長挨拶 上條陽一農地部会長
- 6 会議の成立 農業委員会等に関する法律第22条第4項で準用する第21条第3項により成立
- 7 議長就任 松本市農業委員会部会規則第3条により上條陽一農地部会長が議長に就任
- 8 議事録署名委員の指名及び書記の任命
〔議事録署名委員〕 6番 上條英一郎 委員
7番 塩原 忠 委員
〔書記〕 農業委員会事務局係長 齋藤 信幸
- 9 議 事

(1) 議 案

- (ア) 農地法第3条の規定による許可申請許可の件
議案第30号～34号
- (イ) 農地法第4条の規定による許可申請承認の件
議案第35号～38号
- (ウ) 農地法第5条の規定による許可申請承認の件
議案第39号～43号
- (エ) 農用地利用集積計画の決定の件
議案第44号～45号
- (オ) 農用地利用配分計画案の承認の件
議案第46号

(2) 報告事項

- (ア) 現況証明の交付状況の件
- (イ) 非農地照明の交付状況の件
- (ウ) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- (エ) 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- (オ) 農地法第4条の規定による届出受理の件
- (カ) 農地法第5条の規定による届出受理の件
- (キ) 農地法第4条の規定による農業用施設届出の件

10	出席職員	農業委員会事務局	局長補佐	板花 賢治
		〃	係 長	齋藤 信幸
		〃	主 査	長田由紀子
		〃	〃	大内 直樹
		〃	技 師	阪本 考司
		農林部農政課 担い手担当	主 事	古田 和之

11 会議の概要

議 長 それでは、議事に入ります。
議案番号第30号から34号、農地法第3条の規定による許可申請許可の件、5件につきまして上程いたします。
それでは、事務局から一括説明を求めます。
大内主査、お願いいたします。

大内主査 それでは、議案書の2ページです。よろしくお願ひします。
農地法第3条の規定による許可申請の件です。
議案番号第30号、赤怒田にお住まいの〇〇〇〇さんが所有します赤怒田〇〇〇-〇、地目、台帳ともに畑、968平米、1筆を並柳にお住まいの〇〇〇〇さんが農業経営規模拡大のため、売買により許可後、所有権移転をするものです。
続きまして、議案番号第31号、赤怒田にお住まいの〇〇〇〇さんが所有

します七嵐〇〇〇、地目、台帳ともに畑、1, 278平米、1筆を同じく赤怒田にお住まいの〇〇〇〇さんが農地保全のため、売買により許可後、所有権移転をするものです。

続きまして、議案番号第32号、岡田松岡にお住まいの〇〇〇〇さんが所有します美須々〇〇〇、地目、台帳ともに畑、449平米、1筆を同じく岡田松岡にお住まいの〇〇〇〇さんが農地の効率的利用のため、売買により許可後、所有権移転をするものです。

続きまして、議案番号第33号、征矢野にお住まいの〇〇〇〇、〇〇〇さんが所有します征矢野1丁目〇〇〇-〇、地目、台帳、田外1筆、計73平米を同じく征矢野にお住まいの〇〇〇〇さんが農地保全のため、売買により許可後、所有権移転をするものです。

なお、議案番号第33号の件ですが、旧市の下限面積は30アールですが、今回の議案は下限面積制限の例外となっています。農地法施行令第2条第3項に位置等から自己所有の隣接農地と一体として利用すべき土地の所有権を取得する場合、下限面積の例外として許可することができるかと書かれております。議案第33号の征矢野1丁目〇〇〇-〇〇及び〇〇〇〇-〇の農地につきましては、〇〇〇〇さんの農地の隣接農地となっていること、また周囲で宅地造成がされており、ほかの人の利用が難しいことから、一体利用として利用しなければ困難と認められるものです。このため、下限面積の例外として、第3条の申請を受理したものです。

続きまして、議案番号第34号、征矢野にお住まいの〇〇〇〇さんが所有します征矢野1丁目〇〇〇-〇、地目、台帳、田外1筆、計470平米を同じく征矢野にお住まいの〇〇〇〇さんが農業経営規模拡大のため、売買により許可後、所有権移転をするものです。

これらの件につきましては、許可要件を全て満たしていることをあわせて申し上げます。

以上5件です。よろしく申し上げます。

議 長

それでは、1議案ずつ進めてまいりたいと思います。

初めに議案番号30番でございます。地元の委員さんの意見ということで、四賀でございます。伊藤委員さんお願いいたします。

伊藤委員

場所は、国道143号線行きますと、あそこに〇〇〇〇があり、そっこのほうへ入っていったところなんです。場所は赤怒田というところで、県道から200メートルくらい入ったところでありまして。

〇〇さんは、あそこに〇〇さんという〇〇があり、〇〇をやっておりまして、年とともになかなか管理ができないということで、今回、〇〇さんのほうから売買して、ソバをつくりたいというようなことで、機械等もありますし、問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

ちなみに、赤羽委員さん、〇〇ですが、この方ご存じですか。

赤羽（米）委員 〇〇さんは、もうずっと前から〇〇に住んでいまして、ずっと通いで〇〇に行ってます。まじめな方ですので、大丈夫だと思います。よろしく願いします。

議長 そういう方だそうでございます。
どうですか、皆さん。ほかにございましたら。

[質問、意見なし]

議長 それでは、ご意見等がないようでございますので、集約したいと思います。
議案番号30番につきまして、原案どおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。
続きまして、議案番号31番でございます。これも四賀でございます。伊藤委員さん、お願いいたします。

伊藤委員 同じく赤怒田地籍ですけれども、場所が〇〇〇〇〇のある、ちょう上のところになるわけです。〇〇さん。これ、ご兄弟でして、兄さんが〇〇さん、弟さんが〇〇さんということで、今までお母さんが畑のほうを管理していたわけでございますけれども、ちょっと具合が悪いというようなことで、兄さんが看病に専念するというようなことで、弟さんにこの土地を譲るということで、去年あたりも、もう弟さんが耕作しているような状態で、きれいに管理され、いろいろ野菜もつくられておりました。問題ないと思います。

議長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようでございますので、集約したいと思います。
議案番号第31号につきまして、原案どおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。

以上です。

議長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 それでは、ないようでございますので、集約したいと思います。
議案番号第33号につきまして、原案どおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件も原案どおり承認するものと決定いたします。
続きまして、議案番号第34号でございます。これも征矢野でございます。
青木委員さん、お願いいたします。

青木委員 場所は、その延長線上で、区画がずっと大きいところで、まだ分譲されて、畑になっておりませんのでわからないんですが、土が盛ってありまして、この辺だという解釈をしてまいりました。〇〇さんの続きになり特に問題ないということで判断をしてまいりました。
以上です。

議長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようでございますので、集約したいと思います。
議案番号第34号でございますが、原案どおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。
それでは、続きまして、議案番号第35号から38号、農地法第4条の規定による許可申請承認の件、4件につきまして上程いたします。
それでは、事務局より一括説明をお願いいたします。
阪本技師、長田主査、お願いいたします。

阪本技師 それでは、議案書の3ページをお願いいたします。
農地法第4条の規定による許可申請承認の件でございます。

議案番号第35号、島内にお住まいの〇〇〇〇さんが島内〇〇〇〇-〇、地目、台帳・田、現況・畑、68平米に農家住宅の敷地拡張をする申請でございます。追認申請になります。

こちらですが、〇〇さんが農地を相続したのは平成13年で、農業用倉庫を建築した時期は平成6年ごろでありまして、当時、敷地境を理解していない中で、農業用に供するため建築をしてしまい、今日に至るものでございます。今回、住宅の建てかえを計画したところ、これら建物が農地にあることが判明しましたが、今後も農業に必要な施設であり、県と調整をしましたところ、顛末書を添えた追認の申請をすることとなったものでございます。

経営面積は4,395平米です。既存敷地面積は541.32平米です。白地の農地です。農地区分につきましては、10ヘクタール以上の一団の農地に該当しますので、第1種農地と判断しました。立地基準につきましては、農地法施行規則35条5項、既存施設の拡張で、拡張面積が既存敷地面積の2分の1を超えないに該当しますので、問題ないと考えます。

長田主査

続きまして、議案番号第36号です。今井にお住まいの〇〇〇〇さんが今井〇〇〇〇-〇〇、地目、台帳、現況ともに畑、89平米に農家住宅の敷地拡張として農業用倉庫を設置する申請です。

こちらも追認の申請になります。〇〇さんは、ネギ2.5ヘクタールを中心とした認定農業者であり、既にあった農業用倉庫もいっぱいとなってしまったため、平成15年に隣接する畑に農業用の倉庫を建ててしまったものです。このたび家裏にある旧牛舎を農業用倉庫として、これまでも農業用倉庫としていたんですけれども、老朽化により建てかえの計画をしたところ、この施設が農地にあることが判明しましたが、これらは今後も必要な施設であり、県と調整をしたところ、顛末書を添えた追認の申請をすることになったものです。

農業経営者は〇〇〇〇さん、経営面積は2万9,032平米、既存の敷地面積は1,337.41平米です。農振除外が平成29年1月31日に行われています。農地区分につきましては、10ヘクタール以上の一団の農地に該当しますので、第1種農地と判断しました。立地基準は、農地法施行規則第35条第5号、既存敷地の拡張で、拡張面積が既存面積の2分の1以内に該当しますので、問題ないと考えます。

続きまして、議案番号第37号です。

平田東にお住まいの〇〇〇〇さんが平田西2丁目〇〇〇-〇、地目、台帳、現況ともに田、449平米に農家住宅及び農業用物置を新築する申請です。都計法省令第60条証明申請中です。経営者は〇〇〇〇さん、経営面積は7,555平米です。農振除外が平成29年1月31日に行われています。農地区分につきましては、JR平田駅から300メートル以内の第3種農地と判断しました。立地基準につきましては、第3種農地のため、許可案件となります。

続きまして、議案番号第38号、梓川俊にお住まいの〇〇〇〇さんが梓川

倭〇〇〇〇ー〇、地目、台帳・田、現況・畑、98平米に通路用地として農家住宅の敷地拡張をする申請です。農業経営者は〇〇〇〇さん、経営面積は1万2,650平米です。既存の敷地面積は1,336.94平米です。白地の農地です。農地区分につきましては、宅地、道路等に囲まれた広がりがない農地に該当しますので、第2種農地と判断しました。立地基準につきましては、農地法第4条第2項2号、位置的代替性のない場合に該当しますので、問題ないと判断します。

また、転用目的を達成するための確実性や周辺の営農に支障を及ぼすおそれがないことなど、一般基準の各要件を満たしていると判断しております。

以上、4件、4筆、704平米になります。よろしく申し上げます。

議長 それでは、議案番号第35号から38号でございます。4件でございますが、1件ずつ審査していきたいと思っております。

それでは、初めに議案番号第35号でございます。地元の意見ということで、島内でございます。菅野委員さんお願いいたします。

菅野委員 28日に地元の委員で現地へ行って見てきましたけれども、この場所には現在、プレハブの農業用倉庫が建たっておりまして、中にはトラクターとコンバインが入ってございまして、確かに農業用倉庫として利用をしております。

議長 それでは、続きまして現地調査をしていただきました委員さんのご意見を申し上げますということで、今回は塩原委員さんと岡村委員さんですが、岡村委員さんお願いいたします。

岡村委員 この21日に塩原委員さんと同行させていただいて、見させてもらいました。今、ご説明のとおりでございます。何ら周りにも問題ないところがありますし、私の見た限りではいいと思っております。

議長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 それでは、ないようでございますので、集約したいと思います。議案番号第35号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。続きまして、議案番号第36号でございます。今井でございます。上條英一郎委員さん、お願いいたします。

上條（英）委員 場所は、今井の〇〇と言われる場所です。もう長芋だとか、野菜畑とかが広がっているところで、〇〇〇〇から南東のほうへ二、三キロのところでございます。

話がありましたとおり、倉庫を建てようと思ったところ、今建たっている新しい建物ですが、それが違反転用してあるということがわかりまして、追認申請するものですが、〇〇さんは、息子さんと一緒にネギを3町歩ばかりつくってしまっていて、従業員といいますか、近所のおばさんたち何人が使って大きくやっていました。

非常に農業経営にも積極的にきちっとやっていますし、周囲に迷惑もかからないようなものがございますので、申請どおり許可をしたいというふうに思っております。

以上です。

議長 続きまして現地調査をしていただきました委員さん、塩原委員さんお願いいたします。

塩原委員 上條委員の言うとおりに、周囲に影響なく、問題はないと思います。

議長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようでございますので、集約したいと思います。
議案番号第36号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。
続きまして、議案番号第37号でございます。平田でございますので私のほうから。

場所は、平田の〇〇の〇〇でございます。あの前に〇〇〇〇といますか、駐車場ですね。その北に2枚ありまして、その2枚目の田んぼの西のほうでございますが、今回農家住宅ということで、将来的には、もう農業振興するところじゃなく、問題はないと見てまいりました。

それでは、現地調査をしていただきました委員さんのどちらか。塩原委員さんお願いいたします。

塩原委員 〇〇〇の〇〇を挟んですぐ西、本当にほかの農業には支障、影響はほとんど及ぼさないところだと思います。

議長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 それでは、ないようでございますので、集約したいと思います。
議案番号第37号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。
続きまして、議案番号第38号でございます。梓川でございます。古沢委員のほうからお願いいたします。

古沢委員 場所は岩岡地区というところで、非常にわかりづらい場所ですが、〇〇〇〇〇〇へ向かって、右にずっと行きますと、右側に川が流れているような状態のところ、玄関は反対側にありまして、その玄関のほうからは狭くて進入ができないということです。こちら側、裏側のほうの舗装道路に面したところから住宅への進入路ということになってはいますが、右側の赤線の右の角のところには野菜がわずかつくってありました。その手前の倉庫のところにトラクターが見えていますが、そのトラクターが入るのにも、その道路がないとその場所へは入っていけないということで、拡張ということで見えてまいりましたが、支障がないと思いましたので、よろしく願いいたします。

議長 それでは、現地調査をしていただきました委員さん、塩原委員さん。

塩原委員 ほかに入るところがないし、仕方ないと思います。

議長 それでは、他の委員さんで質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようでございますので、集約したいと思います。
議案番号第38号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。
それでは、引き続きまして、議案番号第39号から43号、農地法第5条の規定による許可申請承認の件、5件について上程いたします。
それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。
阪本技師と長田主査、お願いいたします。

阪本技師

それでは、議案書の4ページをお願いいたします。
農地法第5条の規定による許可申請承認の件でございます。
議案番号第39号、島内にお住まいの〇〇〇〇さんが所有します島内〇〇〇〇-〇、地目、台帳、現況ともに田、430平米に島内にお住まいの〇〇〇〇さんが一般住宅を新築する申請でございます。使用貸借権の設定を行います。白地の農地です。農地区分につきましては、松本市立小宮保育園とこみや歯科医院から500メートル以内に位置しておりまして、上下水道埋設道路であり、第3種農地となるため、原則許可となります。
続きまして、議案番号40号、島立にお住まいの〇〇〇〇さんが所有します島立〇〇〇〇-〇、地目、台帳、現況ともに田、201平米に島立にあります〇〇〇〇〇〇が駐車場を新設する申請です。所有権移転を行います。白地の農地です。農地区分につきましては、長野自動車道松本インターから300メートル以内に位置しており、第3種農地となるため、原則許可となります。

長田主査

続きまして、議案番号第41号、笹賀にお住まいの〇〇〇〇さんが所有します笹賀〇〇〇〇-〇、地目、台帳、現況ともに畑、333平米に笹賀にお住まいの〇〇〇〇さんが一般住宅を新築する申請です。使用貸借権の設定を行います。都計法第29条許可申請中です。白地の農地です。農地区分は宅地道路などに囲まれた広がりがない農地に該当しますので、第2種農地と判断しました。立地基準につきましては、農地法第5条2項第2号、位置的代替性のない場合に該当しますので、問題ないと考えます。
続きまして、安曇野市にお住まいの〇〇〇〇さんが所有します内田〇〇〇〇〇-〇、地目、台帳、現況ともに畑、910平米のうち518平米に長野市にあります〇〇〇〇〇〇が〇〇〇〇工事に伴う工事用仮設用地として一時転用する申請です。賃貸借権の設定を行います。一時転用期間は許可日から平成30年2月28日までです。農地区分につきましては、農振農用地で、農政課とは協議済みです。立地基準は、農地法施行令11条第1項第1号、一時転用であり、農振計画に支障のないものに該当しますので、問題ないと考えます。
5ページをお願いします。
議案番号第43号、梓川倭にお住まいの〇〇〇〇さんが所有します梓川倭〇〇〇〇、地目、台帳、現況ともに田、283平米外1筆、合計2筆、1,266平米に梓川倭にあります〇〇〇〇〇〇〇〇が建売住宅7棟を新築する申請です。所有権移転を行います。なお、隣接する宅地と一体利用し、全体の敷地面積は2,369.24平米です。都計法第29条許可申請中で

す。白地の農地です。農地区分は10ヘクタール以上の一団の農地に該当しますので、第1種農地と判断しました。立地基準は、農地法施行規則第33条の第4項、集落接続に該当しますので、問題ないと考えます。

なお、各案件については、転用目的を達成するための確実性や周辺の営農に支障を及ぼすおそれがないことなど、一般基準の各要件を満たしていると判断しております。

以上、5件、6筆、2,748平米になります。よろしく申し上げます。

議 長

それでは、議案番号第39号から進めてまいります。

島内でございます。地元の委員さんの意見ということで、菅野委員さんお願いいたします。

菅野委員

〇〇さんは、〇〇さんの次男坊ということで、今は家の農業を勤め人の傍らお手伝いして、本人は〇〇〇〇〇〇の会社に勤めています。それで、場所としては、写真ではわかりませんが、南側に市道があって、それで敷地の反対側、北側のほうには今、住宅があります。それで、その間へ建てるわけですが、何ら問題はないと思っています。

以上です。

議 長

それでは、続きまして現地調査をしていただきました委員さんの意見を申し上げます。岡村委員さん、申し上げます。

岡村委員

今の菅野委員さんおっしゃいましたとおり、日照の問題もございませんし、地続きで〇〇さんの土地となりますから、いいと思います。

以上です。

議 長

それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

青木委員

すみません、ここの林というか、庭になるんですか。木がいっぱい生えている。

菅野委員

屋敷林。

青木委員

お隣の屋敷の木ですか。

菅野委員

屋敷の木だね。北側の屋敷の木。

議 長

それでは、ほかにございましたら。

[質問、意見なし]

議長 それでは、ないようでございますので、集約したいと思います。
議案番号第39号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。
続きまして、議案番号第40号でございます。島立でございますので、上條信委員さん、お願いいたします。

上條信委員 場所は、先ほど事務局でありましたとおり、松本インターの直ぐ〇〇の南裏というところで、あれを見ると、大分広く見えるんですが、周りは全て駐車場と住宅、あそこの田んぼしかないということで、全然問題ないというように思います。

議長 それでは、現地調をさせていただいた、岡村委員さん。

岡村委員 委員の説明のとおり、全く問題ありません。

議長 それでは、他の委員さんで質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようでございますので、集約したいと思います。
議案番号第40号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を願います。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。
それでは、続きまして、議案番号第41号でございます。笹賀の案件でございますので、私のほうから。

場所的には、空港のすぐ北のところにスカイパークという大きいドームがございますが、そこへ入っていく道の反対側の信号がありますが、その信号の北へ50メートルくらい下がったところがございます。周りのところ全部建物等に囲まれたようなところがございます。

それで、ここに〇〇さんってありますが、この方のお母さんがここで耕作していると思いますが、その方の娘さんでございます。この〇〇さんの農業と一緒に手伝っているということで、今のハウスのところ、もう〇〇さんの育苗だとか、そういう農場のある一角でございますが、その一角へ、家を建てて、一緒に農業を手伝いたいということですので、よろしくお願

いたします。

それでは、現地調査をしていただいた、塩原委員さん。

塩原委員 今言われたとおり、道路や宅地に囲まれたところですので、問題はないと思います。

議長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようでございますので、集約したいと思います。
議案番号第41号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。
それでは、続きまして、議案番号42号でございます。内田でございます。上條萬壽登委員さん、お願いいたします。

上條（萬）委員 地元の委員さんと見てきましたけれども、そこにありますように、これでいくと、この右側のところに牛伏寺へ上っていく旧道があります。あと、周りは全部林です、何ら問題はないかなと思います。一時転用で春の作付けには間に合うところなんです。この穂高の〇〇さんについては、ちょっとわかりませんが、現在、耕作しているのは、島内でしたかね。〇〇さんが借りて耕作していて、現状的には、小麦がまいてありました。

議長 それでは、現地調査をしていただきました、岡村委員さん。

岡村委員 期間が来年の2月までということでございます。山際に今の場所がありまして、全く問題ないと思います。

議長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようでございますので、集約したいと思います。
議案番号第42号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。それでは、続きまして、議案番号第43号でございます。梓川でございます。古沢委員のほうから地元の説明をお願いいたします。

古沢委員 この地区は、大規模農道を豊科方面に行く道路を100メートルくらい右に入っていったところの住宅に囲まれた水田です。右側には横沢堰という堰が通っていきまして、その角には〇〇さんというお宅がありますが、その横のところは宅地で、その奥の水田ということですが、こちら側も宅地、左も宅地、右は水路ということで、宅地造成をしても何も近隣の方にはご迷惑がかからないかなという感じの場所でございます。

議長 それでは、現地調査をしていただきました委員さん、どちらか。塩原委員さん。

塩原委員 道路のすぐそばですし、住宅に接続していたり、水路に囲まれた土地なので、問題ないと思います。

議長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようでございますので、集約したいと思います。議案番号第43号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。それでは、続きまして、報告事項に入ります。事務局から説明をお願いいたします。大内主査、お願いいたします。

大内主査 お願いします。それでは、議案6ページからの報告事項です。全て書類等完備しておりますので、事務局長専決事項により処理しましたので、よろしく申し上げます。

6ページ、(1)現況証明の交付状況の件、2件です。次いで7ページ、(2)非農地証明の交付状況の件、3件です。8ページ、(3)農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件、計5件です。続きまして、

9 ページ、(4) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出、6 件です。続きまして、10 ページ、(5) 農地法第 4 条の規定による届出受理の件、5 件です。続きまして、11 ページから 16 ページになります。(6) 農地法第 5 条の規定による届出受理の件、24 件でございます。最後ですが、17 ページ、(7) 農地法第 4 条の規定による業用施設届出の件、1 件です。農業用施設の届出の内容につきましては、担当から説明申し上げます。以上報告します。よろしく申し上げます。

長田主査

それでは、農業用施設届出の件でございます。

波田にお住まいの〇〇〇〇さんが波田〇〇〇〇-〇、地目、台帳・田、現況・畑、2,045 平米のうち 189.06 平米に農業用施設 1 棟を建設する届け出でございます。経営者は〇〇〇〇さん、経営面積は 1 万 4,526 平米でございます。青地の農地で、農振の用途変更を平成 28 年 1 月 28 日に行っております。

以上、1 件、1 筆、189.06 平米でございます。

議 長

それでは、ただいまの報告につきまして質問等がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようでございますので、これら報告事項につきましては、事務局説明のとおりご了解いただいたと存じます。

それでは、その他ということをお願いいたします。

阪本技師

それでは、その他の事項でございます。

来月の日程につきまして、ご確認をお願いしたいと思います。

来月の部会につきましては、7 月 31 日月曜日、午後 3 時から、場所は第 2 委員会室になります。

次回の農地転用の現地調査は、7 月 24 日月曜日を予定しております。農地転用の現地調査の委員につきましては、9 番の柿澤委員さんと 11 番の伊藤委員さんですが、ご予約いかがでしょうか。

柿澤委員

7 月 24 日ですよ。

阪本技師

24 です。

柿澤委員

視察対応で、1 日駄目なんです。

阪本技師

それでは、上條信委員さん、ご予約いかがですか。7 月 24 日ですが。

上條委員

24 日だよ。

阪本技師 伊藤委員さんはよろしいですか。

伊藤委員 ええ、あいています。

阪本技師 それでは、伊藤委員さんと上條信委員さんをお願いしたいと思います。ありがとうございます。

上條信委員 あっ、いけない。私、24日、申しわけない。

阪本技師 それでは、百瀬道雄委員さん

百瀬（道）委員 24日は私も都合が悪いです。

阪本技師 菅野委員さんをご予定いかがでしょうか。

菅野委員 大丈夫です。

阪本技師 それでは、伊藤委員、菅野委員、よろしくお願いします。

議長 それでは、お二人の委員さんはよろしくお願いいたします。ご苦労さまです。
それでは、続きまして議案書の別冊をごらんください、議案番号第44号、農用地利用集積計画の決定の件について上程いたします。
本件は、農業振興部会に内容審査を委託しておりますので、農地部会ではその審査報告により決定をするものでございます。
それでは、農業振興部会長より内容審査の報告をお願いいたします。

板花補佐 すみません、振興部会長報告の前に、議案の修正をお願いしたいと思います。
お手元に差し替え分ということでお配りをしてございます。2枚物でございますが、9ページ、それから10ページ、14ページの差し替えでございます。
本冊資料の9ページと10ページ、14ページを比較していただきますと、本冊資料の9ページ、農地部会の議案書の本冊の資料の9ページと比較して見ていただくと、本冊資料の83番が、差し替え分はなくなっているということでございます。
なくなった理由ですが、その83番、新規就農届出書の関係で、6月中に提出すると、新規就農届出書を提出するという約束のもとで、事務局、資料をつくっていたんですが、実際新規就農届出書が6月中に提出できずに、7月にずれ込むということになりました。それで、届出書と一緒に出してもらうのが原則で事務を進めてきたもんですから、ちょっと話が違うとい

うことで、今回議案から削除させていただくものでございます。

見込みでつくったんですが、届かなかったということで、83番を抜いた形で差しかえをつくったということで、それに伴いまして、400平米面積が減ってくるということで、筆も1つ落ちるということで、その関係で、関連するページ、つまり10ページの関係が、最後のところの面積が減ってくるし、筆数も1つ落ちてくると。

それから、トータルのところは14ページになります。トータルのところの円滑化事業分の面積が、やはり400平米落ちたり、貸し付け、借り入れのところが減るところで変更になっているもので、差しかえ分ということで、差しかえをお願いしたいということでございます。

すみませんが、報告の前段ということでお伝えしますので、よろしく願います。

議長 では、お願いいたします。

田中農業振興部会長 ご苦労さまです。

先ほど開催されました農業振興部会において、議案第44号、農用地利用集積計画の決定の件について事前内容審査を行いましたので、報告いたします。

定例会開始前にお配りした差しかえの14ページをごらんください。

一般分については、275筆、43万2,523.5平米で、内訳は、貸し付け98人、借り入れが26人でありました。円滑化事業分は、191筆、30万8,077平米で、内訳は、貸し付けが122人、借り入れが82人でありました。利用権の移転は、110筆、19万5,961平米でありました。所有権の移転は、16筆、2万2,685平米でありました。第18条2項6号関係は、5筆、5,963平米でありました。農地中間管理権の設定は、15筆、2万430平米でありました。

以上の件につきまして、農業振興部会では事前内容審査の結果として、原案どおり問題なく承認すべきものとして意見集約いたしましたので、ご報告いたします。

議長 ありがとうございます。

それでは、農業振興部会長から内容審査の報告をいただきましたので、この報告に従って集約したいと思います。

議案番号第44号について、原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり決定されました。

それでは、続きまして議案番号第45号について、農業振興部会長より内容審査の報告をお願いするわけですが、委員に関係する案件があ

りますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、塩原委員には退室をお願いいたします。

(塩原委員退室)

議長 それでは、お願いいたします。

田中農業振興部会長 続きまして、同じく農業振興部会において、議案第45号、農用地利用集積計画の決定の件について事前内容審査を行いましたので、報告いたします。

別冊15ページをごらんください。

円滑化事業分は、2筆、1,173平米で、内訳は、貸し付けが1人、借り入れが1名でありました。

以上の件につきまして、農業振興部会では事前内容審査の結果として、原案どおり問題なく承認すべきものとして意見集約いたしましたので、ご報告いたします。

議長 ありがとうございます。

それでは、農業振興部会長からの内容審査の報告をいただきましたので、その報告に従って集約いたします。

議案番号第45号について、原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり決定いたしました。それでは、塩原委員さん、お入りください。

(塩原委員入室)

議長 それでは、続きまして議案番号第46号、農用地利用配分計画案の承認の件について上程いたします。

本件は農業振興部会に内容審査を委託をしておりますので、農地部会ではその審査報告により承認をするものでございます。

それでは、農業振興部会長より内容審査の報告をお願いいたします。

田中農業振興部会長 続きまして、同じく農業振興部会において、議案第46号、農用地利用配分計画案の承認の件について事前内容審査を行いましたので、ご報告いたします。

16ページをごらんください。

農用地利用配分計画については、12筆、1万6,421平米でありました。

以上の件につきまして、農業振興部会では事前内容審査の結果として、原案どおり問題なく承認すべきものとして意見集約いたしましたので、ご報告いたします。

議 長

ありがとうございました。

それでは、農業振興部会長から内容審査の報告をいただきましたので、この報告に従って集約いたします。

議案番号第46号について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議 長

全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして本日の案件は全て終了いたしました。議長を退任させていただきます。ご協力ありがとうございました。

12 議長退任

13 閉 会 赤羽農地部会長代理

農地部会長

議事録署名人 6番

議事録署名人 7番

平成29年6月

農業振興部会議事録

松本市農業委員会

平成29年6月 松本市農業委員会 農業振興部会 議事録

- 1 日 時 平成29年6月30日（金）午後3時02分から午後3時22分
- 2 場 所 議員協議会室
- 3 出席委員 25人
- | | | |
|-----|-----|----|
| 1番 | 田中 | 悦郎 |
| 2番 | 萩原 | 良治 |
| 3番 | 三村 | 和弘 |
| 4番 | 荒井 | 和久 |
| 5番 | 伊藤 | 素章 |
| 6番 | 竹島 | 敏博 |
| 7番 | 百瀬 | 芳彦 |
| 8番 | 波場 | 秀樹 |
| 9番 | 窪田 | 英明 |
| 10番 | 前田 | 隆之 |
| 11番 | 丸山 | 寛実 |
| 14番 | 百瀬 | 文彦 |
| 15番 | 上内 | 佳朋 |
| 16番 | 細田 | 範良 |
| 17番 | 百瀬 | 秀一 |
| 18番 | 竹内 | 益貴 |
| 19番 | 小林 | 弘也 |
| 20番 | 小松 | 誠一 |
| 22番 | 波多腰 | 哲郎 |
| 23番 | 河野 | 徹 |
| 24番 | 百瀬 | 貞雄 |
| 25番 | 中島 | 孝子 |
| 26番 | 金子 | 文彦 |
| 27番 | 波田野 | 裕男 |
| 28番 | 北川 | 和宏 |
- 4 欠席委員 3人
- | | | |
|-----|----|----|
| 12番 | 忠地 | 義光 |
| 13番 | 橋本 | 実嗣 |
| 21番 | 三村 | 晴夫 |
- 5 部会長挨拶 田中農業振興部会長
- 6 会議の成立 農業委員会等に関する法律第21条3により成立
- 7 議長就任 松本市農業委員会部会規則第3条により田中農業振興部会長が議長に就任

8 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 20番 小松 誠一 委員
22番 波田腰哲郎 委員
〔書記〕 青柳主事

9 議 事

(1) 議案第47号 平成29年度第1回青年等就農計画の承認について

10 協議事項

(1) 農用地利用集積計画の事前内容審査について
(2) 農用地利用配分計画案の事前内容審査について

11 その他

平成29年度市長意見書作成について

12 出席職員	農業委員会事務局	局長補佐	板花 賢治
	〃	主 事	青柳 和幸
	農 政 課	主 査	松村 豪治
	〃	主 事	岩垂 宏直
	〃	主 事	古田 和之
	西部農林課	主 査	上條 裕之

13 会議の概要

議 長

それでは、議事に入ります。

初めに、議案第47号、平成29年度第1回青年等就農計画の承認について、農政課から説明をお願いいたします。

岩垂主事。

岩垂（農政課）

農政課担い手担当、岩垂と申します。よろしくをお願いいたします。

それでは、着座にて失礼いたします。

平成29年度第1回青年等就農計画の承認につきまして審議をお願いするものになります。

認定基準につきましては、記載のとおりとなっております。

それでは、2ページ目をごらんください。

平成29年度第1回青年等就農計画推薦者の計画概要についてご説明させていただきます。

推薦者3名につきましては、既に計画承認を受けておりますが、制度資金の活用のため、要綱に基づく計画変更を行うものです。

なお、事前の審査により、年間所得、労働時間は基準を満たしております。それでは、個々の説明をさせていただきます。

整理番号1番、並柳の〇〇〇さん、営農類型は露地野菜、施設野菜です。

将来の営農構想につきましては、ホテル、レストラン向けの西洋野菜を中心とした部門の拡充、制度資金を活用して、野菜苗の販売のため施設などを用いて多品目複合野菜経営を進めます。

続きまして、整理番号2番、島内の〇〇〇〇さん、営農類型は水稻と施設野菜、こちら、施設野菜は夏秋イチゴになります。水稻プラス夏秋イチゴの複合経営、今後資金を活用して規模拡大を行います。

整理番号3番、三才山の〇〇〇〇さん、営農類型は施設野菜、こちらの方も夏秋イチゴになります。今後促成イチゴ、冬春イチゴの栽培導入により、目標所得に加え250万円の上積みを目指す計画となっております。

こちら、営農に関する規模等につきましては、記載のとおりとなっております。

以上になります。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの説明について地元委員の方で補足説明がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

それでは、各委員の方でこの案件について質問、意見等がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

それでは、集約したいと思います。

議案第47号、平成29年度第1回青年等就農計画の承認について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、議案第47号は原案どおり決定いたします。

続きまして、協議事項に入ります。

初めに、協議事項1、農用地利用集積計画の事前内容審査についてですが、本件は総会において事前の内容審査を付託された議案第44号から議案第45号について審査を行うものです。

初めに、利用集積計画の訂正について、事務局から説明をお願いいたします。

青柳主事。

青柳主事

それでは、協議事項1の読み上げに入る前に、利用集積計画訂正についてご報告させていただきます。

皆さんにお配りしました議案の11ページになります。

最初にお配りしました議案には記載がありますので、ご確認いただければと存じます。円滑化の83番、里山辺の1筆につきまして、新規就農予定でありました〇〇〇〇様ですが、今月中に新規就農届出書を提出するというお話をちょうだいしており、今回利用集積計画に載せましたが、本人から7月にならないと新規就農届出書を提出できないという連絡をいただきました。本来、利用権設定につきましては新規就農届出書が出た後に結びますので、こちらの方を除く形で訂正をさせていただきます。

訂正後の差しかえのものにつきましては、定例会の前に皆様のお手元に配らせていただきました「差替」と右上に記載のあるものになります。

なお、差替につきましては、先ほどの11ページの新規のものが除かれたもの、12ページの円滑化分の合計部分の筆数と面積値がそれぞれ変更されたもの、16ページの全体の合計部分の面積、筆数、貸付人、借入人がそれぞれ変更されたものとなります。

訂正後の集積した人数、面積等につきましてはですけれども、円滑化事業分と合計について、筆数が1筆減、面積が400平米の減、それから貸付人、借入人はそれぞれ1名ずつ減という形となっておりますので、よろしく願いいたします。

訂正については以上になります。

議 長

ご理解願えましたでしょうか。

それでは、お願いいたします。

古田主事。

古田（農政課）

農政課担い手担当、古田でございます。本日もよろしくお願い致します。

では、着座にて説明のほう失礼させていただきます。

協議事項1、議案第44号、農用地利用集積計画の事前内容審査でございます。

先ほど青柳主事から説明のあった差替え資料16ページをごらんください。

事前の質問、修正等ございませんでしたので、こちらをもとに説明をさせていただきます。

今月分の特記事項としまして、農用地利用集積計画一覧表、農地中間管理権の設定、番号で言いますと9番と10番、こちらが今月の特記事項になります。こちら、備考に農地管理事業と書いてあります。初めて聞かれると思いますので、この事業の説明を若干させていただきたいと思います。

農地中間管理権の設定に当たりまして、こういった農地管理事業というのが今年度から始まりました。内容についてですが、農地中間管理事業への申し出があった農用地について、借り受け予定者が速やかに確保できない場合であっても、その農地の活用が優良農地の維持や利用の効率化において重要であると市町村長やJA等から要請があった場合は、農地中間管理権を取得して、最長2年間、機構で保全管理を行います。その間に次の耕作者を確保して、貸し出しにつなげていくといった内容のものになって

おります。

具体的には、今、中間管理事業をまとめているのが J A で、こういった農地があった場合、J A から機構へ申請をし、機構がこちらの事業の条件のもと、この事業の適用になるかならないかを審査し、適用になったものに関して、このような形の農地管理事業として結ぶというような流れになっております。

具体的な条件ですが、大まかなものを挙げますと、田んぼや畑の場合は 30 アール以上の連坦するもの、樹園地の場合は 10 アール以上の連坦するものでなければいけないということ、耕作中止後 2 年間以上経過しているということ、4 年以上経過したらダメであるということがあげられます。また、予算にかかわる部分で長野県の予算の中から毎年 20 ヘクタール分確保しているということで決まっています。なので、20 ヘクタールに達してしまうと、この事業は受けられないという内容になっています。

もし、詳しい説明が必要だという方は、農政課か、実務を行っていますお近くの J A に問い合わせさせていただいて、この事業の内容もご理解しておいていただけたらと思います。

まだ借り手が決まっていないで、そこを保全するための農地と捉えておいていただけたらと思います。なので、今回の議案の中でも、利用権の設定には出てきますが、配分計画案には出てきていない筆になっております。

農地中間管理事業の説明については以上になります。

それでは、資料にお戻りいただきまして、差し替え資料の 16 ページ、下の合計のところになります。

今月の全体の合計です。一般分合計の面積が 43 万 2,523 平米、貸付人 98 名、借入人 26 名、合計の筆数が 275 筆。

円滑化事業分です。合計の面積が 30 万 8,077 平米、貸付人 122 名、借入人が 82 名、合計の筆数が 191 筆。

利用権の移転です。合計面積が 19 万 5,961 平米、貸付人 5 名、借入人 5 名、合計の筆数 110 筆。

所有権の移転です。面積が 2 万 2,685 平米、貸付人 7 名、借入人 5 名、合計の筆数が 16 筆。

第 18 条 2 項 6 号関係です。合計の面積が 5,963 平米、貸付人 2 名、借入人 2 名、合計の筆数が 5 筆。

中間管理権の設定です。面積が 2 万 430 平米、貸付人 11 名、借入人 1 名、合計の筆数が 15 筆。

全体の合計です。合計の面積が 98 万 5,639 平米、貸付人 245 名、借入人が 121 名、合計の筆数が 612 筆。

当月の利用権設定の全体のうち認定農業者への集積です。合計の筆数が 438 筆、合計の面積が 71 万 9,415 平米、集積率は 76.33% となっております。

では、差し替えではない資料にお戻りいただきまして、資料の 17 ページをごらんください。

協議事項 1、議案第 45 号、農用地利用集積計画の事前内容審査（円滑化

事業分) 松本ハイランド取り扱い分です。

合計の面積が1,173平米、貸付人1名、借入人1名、合計筆数が2筆、認定農業への集積率は100%となっております。

協議事項1については以上です。

議長

お疲れさまです。

ただいまの説明について、地元の委員の方から補足がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

なければ、ほかの委員の方でこの案件についてご意見、質問等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

それでは、集約したいと思います。

議案第44号について、原案どおり決定すべきものとして農地部会に報告することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、議案第44号はただいまのとおり農業振興部会終了後、農地部会にて報告することといたします。

続きまして、議案第45号について、原案どおり決定すべきものとして農地部会に報告することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[多数挙手]

議長

ありがとうございました。

賛成多数ですので、議案第45号は、ただいまのとおり農業振興部会終了後、農地部会にて報告することといたします。

続きまして、協議事項2、農用地利用配分計画案の事前内容審査についてですが、本件は総会において事前の内容審査を付託された議案第46号について審査を行うものです。

それでは、農政課から一括して説明をお願いいたします。

古田主事。

古田(農政課)

それでは、資料の18ページをごらんください。

協議事項2、議案第46号、農用地利用配分計画案の事前内容審査、農用地利用配分計画、農地中間管理権の設定でございます。

こちら、下の合計をごらんください。
合計の面積です。合計の面積が1万6,421平米、貸付人1名、借入人4名、合計の筆数が12筆、認定農業者への集積率は、全てですので、100%となっております。
協議事項2については以上です。

議長 ありがとうございます。
ただいまの説明について、委員の方でご意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 それでは、集約したいと思います。
議案第46号について、原案どおり決定すべきものとして農地部に報告することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[多数挙手]

議長 ありがとうございます。
賛成多数ですので、議案第46号は、ただいまのとおり農業振興部会終了後、農地部会にて報告することにいたします。
以上で議事を終了いたします。
その他で何かありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 なければ、市長意見書作成については、閉会后実施いたしますので、よろしくお願いいたします。
本日の議題は全て終了いたしました。
これをもちまして議長を退任させていただきます。ありがとうございました。

14 議長退任

15 閉 会 河野部会長代理

農業振興部会長

農業振興部会長 _____

議事録署名人 20番 _____

議事録署名人 22番 _____